

## 令和8年度雲南市太陽光発電設備等導入促進事業に係る補助金について

雲南市では、新エネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電設備並びに蓄電池設備を設置する方に対して、設置費の一部を補助する事業を実施します。

### 1. 住宅用太陽光発電設備設置

#### (ア) 補助の条件、対象等

- \* 雲南市内に居住する個人もしくは居住予定の個人が、雲南市内の住居（店舗兼併用住宅を含む。新築、既築共に可。）に未使用の太陽光発電システムを設置する場合。
- \* 電力会社と受給契約を行うこと。
- \* 本補助金交付決定後に事業着手すること。
- \* 2027年1月末日までに必要な書類を揃えて実績報告書の提出ができること。
- \* 2025年度までに本事業による太陽光発電システム導入に係る市補助金の交付を受けていないこと。
- \* 申請日時点で申請者において市税等（雲南市に納付すべきもの）の滞納がないこと。  
（対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費）
- \* 太陽光発電システムが設置済である建売住宅の購入については補助対象外とします。

#### (イ) 補助の対象機器

- \* 住宅用として設置するもので、設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定（以下、「FIT認定」とする。）を取得し、低圧配電線と逆流有りで連系等している太陽光発電システムであること。
- \* 太陽電池の公称最大出力の合計値もしくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれかが10kw未満であること。
- \* 未使用品であること。（中古品及びリース機器は対象外）

#### (ウ) 補助金額

- ①雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結して設置する場合

→最大出力1kw当たり30,000円（補助上限4kw）

- ②島根県内（雲南市を除く）に事務所もしくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結して設置する場合

→最大出力1kwあたり25,000円（補助上限4kw）

- \* 雲南市内または島根県内にある事業所において施工管理をする場合であっても、事務手続き上、島根県外の本社等の名義での契約となる場合は、当該雲南市内または島根県内にある事業所が作成する請書等を追加で提出すること。

詳細はお問い合わせください。

- \* 太陽電池の公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い方の値を補助金額算出の「kw」とする。
- \* 最大出力は、小数点以下第2位未満を切り捨てる。
- \* 補助金額は千円未満の端数を切り捨てる。

(エ) その他

- \* 事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。
- \* 本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。
- \* 補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。
- \* この補助金には「島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」が含まれています。

## 2. 蓄電池設備設置

(ア) 補助の条件、対象等

- \* 新規または既設のFIT認定を受けた太陽光発電設備と電力系統を繋ぐものであること。
- \* 本補助金交付決定後に事業着手すること。
- \* 2027年1月末日までに実績報告書の提出ができること。
- \* 2025年度までに本事業による蓄電池設備導入に係る市補助金の交付を受けていないこと。
- \* 申請日現在、申請者において市税等（雲南市に納付すべきもの）の滞納がないこと。  
（対象税目等 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、住宅使用料、水道使用料、下水道使用料、学校給食費）

(イ) 補助の対象機器

- \* 蓄電容量が1キロワットヘルツ以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えており、太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができること。
- \* 未使用品であること。（中古品及びリース機器は対象外）

(ウ) 補助金額

- ① 雲南市内に事務所もしくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結した場合

→ 100,000円

- ② 島根県内（雲南市を除く）に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者と工事請負契約（設置工事及び機器購入）を締結した場合

→ 50,000円

- \* 雲南市内または島根県内にある事業所において施工管理をする場合であっても、事務手続き上島根県外の本社等の名義での契約となる場合は、当該雲南市内また

島根県内にある事業所が作成する請書等を追加で提出すること。

詳細はお問い合わせください。

\*補助金額は千円未満の端数を切り捨てる。

#### (エ) その他

\*引き続き売電をしている FIT(固定価格買取制度)の買取終了年月の過ぎた太陽光発電設備に接続して蓄電池を設置する場合は、電力需給契約書の写しに併せて売電を証する書類の提出が必要になります。

\*事業内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出てください。

\*本事業による市補助金の交付は、1申請者1回限りです。

\*補助金は、申請者名義の口座へ振込みます。

\*この補助金には「島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金」が含まれています。

### 3. 申請書受付期間の終了について

補助申請額が予算額に達したとき又は令和8年10月30日で終了します。

受付を終了する際は市のホームページにおいてお知らせします。

### 4. 交付申請書・実績報告書等の提出について

\*交付申請書は、必要書類が全て揃ったものを受け付けます。

\*実績報告書には、太陽光パネルの設置枚数を確認できる写真や蓄電池の設置状況を確認できる写真を必ず添付してください。

\*状況に応じて、別途関係資料の提出を依頼することがあります。

### 5. アンケートへの協力について

補助金申請者へのアンケートを実施(送付)する場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 6. 書類の提出先

雲南市役所市民環境部環境政策課、各総合センター市民福祉課又は市民サポート課

※申請書等の様式は、市のホームページに掲載しています。

### 7. 問い合わせ先

雲南市役所 市民環境部環境政策課環境政策グループ

郵便番号 699-1392

住所： 島根県雲南市木次町里方521番地1

電話： 0854-40-1033

FAX： 0854-40-1039

メール： kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp